



宮古労働基準監督署発表  
平成28年11月8日(火)

担当	宮古労働基準監督署		
	署長	嘉数 剛	小川 哲典
	監督課長	電話：0980-72-2303	

## いわゆる「労災かくし」で事業主を書類送検

本日、宮古労働基準監督署（署長：嘉数 剛（かかず つよし））は、宮古島市内所在のリゾートホテル建設工事現場において発生した労働災害に関する「労働者死傷病報告書」を遅滞なく労働基準監督署に提出しなかった、いわゆる「労災かくし」を行ったとして、宮古島市内の個人事業主A（48歳男性）を労働安全衛生法違反の疑いで本日、那覇地方検察庁平良支部に書類送検した。

### 1 被疑者

個人事業主A（宮古島市内在住：48歳：男性）

### 2 事件の概要

平成28年5月20日に、宮古島市内所在のリゾートホテル建設工事現場において、手すりの撤去作業を行っていた労働者B（当時54歳男性）が建物の庇（約3メートル）から墜落して、左足を骨折し入院約50日間となる（4日以上 of 休業を要する）労働災害が発生したにもかかわらず、個人事業主Aは、労働災害の発生を隠ぺいするため「労働者死傷病報告書」を宮古労働基準監督署長に提出せず、いわゆる「労災かくし」を行った。

なお、本事件は、8月に被災労働者Bから治療費等の補償についての相談が宮古労働基準監督署にあり発覚した。

### 3 違反条文等

労働安全衛生法第100条第1項（報告等）

労働安全衛生規則第97条第1項（労働者死傷病報告）

### 4 その他

添付資料：リーフレット「「労災かくし」は犯罪です。」



**犯罪**  
「労災かくし」は  
でも。

事業主は、労働者が労働災害にあつて休業・死亡した場合、  
所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出しなければなりません。

**労働災害に健康保険は使えない、使わない。  
労働災害の受診は労災保険で!!**

労災保険の請求手続きについては、まず労働基準監督署へご相談ください。

**厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署**

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。⇒<http://www.mhlw.go.jp/>